

高齢者虐待防止のための指針

JA かみつが福祉センター

1. 虐待防止の基本姿勢

ご利用者様の尊厳を保持するため、いかなる時もお利用者様に対して虐待を行ってはならない。そのため基本的な考えとしてこの指針を定め職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有することとする。

2. 虐待の定義

1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

2) 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(ネグレクト)

3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

職員は虐待・不適切なケアの未然防止のために以下の取り組みを実施する。

1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み

2) 提供する介護サービスの点検と、虐待に繋がりにかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み

3) 職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施・教育等の取り組み

4) 指針の定期的な見直しと評価

4. 虐待発生時の対応

1) 虐待の発見及び通報

- ① 職員は利用者、契約者又は職員からの虐待の通報があった場合は、本指針に沿って対応する。

- ② 利用者に対して虐待等が疑われる場合は、所属長に速やかに報告するとともに、管理者は保険者と日光市に報告し、速やかな解決に繋げる。

2) 虐待に対する職員の責務

- ① 虐待防止委員会は虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに管理者に報告する。
管理者は虐待防止委員会を開催し、速やかに保険者と日光市に通報しなければならない。

5. 管理者と虐待防止委員会の責務

1) 管理者の責務

- ① 虐待内容及び原因の解決策の責務
- ② 虐待防止のため当事者との話し合い
- ③ 虐待防止に関する一連の責任者

2) 虐待防止委員会の責務

- ① 利用者からの虐待通報受付
- ② 職員からの虐待通報受付
- ③ 虐待内容と契約者の意向の確認と記録
- ④ 虐待内容の管理者への報告

6. 虐待防止チェックリスト、職員セルフチェックリストについて

初心に戻り、職員自身のケアを見つめ直すために、定期的に自らの行動を確認する。
集計は虐待防止委員会できりまとめ、委員会で報告する。

7. 当該指針の閲覧について

当指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように文書の掲示、及びホームページ上で公表する。

この指針は令和6年 3月 1日より適用する。